

## 甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年12月27日（水曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 輿水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
9 番 亀井 智	10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋
13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建

4. 欠席委員

【農業委員】（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 中村 勝

振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年1月告示分農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 令和6年1月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和5年12月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会12月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、12月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、8番の越石和昭委員と、10番の關野登委員の2名をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買などにより、所有権を移転するものであります。

今月は、4件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、北面は農地、南面は宅地となっております。

譲り受け人は、譲り渡し人の〇〇であり、現在、〇〇が所有する農地〇〇㎡で、〇〇しており、〇〇しております。

今回、〇〇により、〇〇から〇〇へ所有権を移転するものであります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2、NO.3をご覧ください。

地図は、上の方の3条NO.2が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は甲府市道、西面、南面、北面は農地となっております。

譲り受け人は、〇〇の農地で耕作しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲り受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画であります。

続きまして、議案書 2 ページの 3 番、地図は今見ていただいております、下の方の 3 条 NO. 3 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は甲府市道、西面、南面、北面は農地となっております。

譲り受け人は、申請地を今まで、〇〇により賃借して、耕作しておりましたが、この度、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

申請地には〇〇する計画であります。

続きまして、議案書 4 番、地図は 3 ページの 3 条 NO. 4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地、西面、南面は道路、北面は〇〇となっております。

譲り受け人は、〇〇の農地で耕作しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲り受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法 4 条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。今月は、一時転用が 1 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は、4 ページの 4 条 NO. 1（一時転用）をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は道路、西面は農地、南面は宅地、北面は雑種地となっており、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地から〇〇に位置する場所で、〇〇しておりますが、〇〇が進み、〇〇できないことから、〇〇として利用していた申請地を一時転用し、〇〇として利用したいとのことであります。

なお、一時転用期間は、〇〇するまでの〇〇年間で、期間終了後は、農地に復元し、〇〇として利用することとなっております。

また、〇〇は良質な土砂、〇〇は砕石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件は 1,000 m<sup>2</sup>以上の案件ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が 2 件、使用貸借が 1 件の合計 3 件であります。

議案書 4 ページの 1 番、地図は、5 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は宅地、西面、北面は雑種地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲り受け人は、申請地に隣接する〇〇を購入し、〇〇する計画であり、それに合わせて申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、6 ページの 5 条 NO.2、NO.3 をご覧ください。

地図は上の方の 5 条 NO.2 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、借り人、貸し人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面は農地、南面は共同住宅、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

借り人は、貸し人の〇〇であります。〇〇となり、〇〇の農地を使用貸借し、〇〇したいとのことであります。転用後は、〇〇する予定であります。

続きまして、議案書 3 番、地図は、今見ていただいております、下の方の 5 条 NO.3 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は駐車場及び甲府市道、西面は共同住宅及び農地、南面は宅地及び駐車場、北面は雑種地及び〇〇となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲り受け人は、隣接する地域で、〇〇しておりますが、〇〇に伴い、〇〇となり、新たに用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

○山城地区（野澤委員）

1番の〇〇の案件ですが、〇〇となっていますが。土地の一部ということで〇〇ではないですか。

○事務局（中村係長）

転用して〇〇となります。

○山城地区（野澤委員）

〇〇ですよね。土地の一部を囲って〇〇にするということですか。

○事務局（中村係長）

〇〇という方法もあると思いますが、関連する開発許可申請は、〇〇を除いた申請となっておりますので、今回は〇〇ではなく〇〇として転用し、〇〇に地目変更する予定です。

○山城地区（野澤委員）

分かりました。

○議長（柿嶋会長）

他にはいかがですか。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定します。

この議案のうち、1,000㎡以上の3番の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は1,000㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 5 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

6 ページから 12 ページまでは、11 月 16 日から 12 月 6 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 4 条、及び 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 令和 6 年 1 月告示分 農用地利用集積計画の承認についてと、関連がありますので、報告第 5 号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 4 号の利用権設定の 6 番、7 番の案件は、關野委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 4 号のうち、利用権設定の 6 番、7 番を除いた案件及び報告第 5 号について、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 10 件、再設定 40 件、計 51 件の申し出がありました。

議案書 13 ページの表は、所有権移転です。

玉諸地区からの申出がありまして、合計面積は 695 m<sup>2</sup>です。

議案書 15 ページの表は、新規設定です。

里垣・甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 19,426 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 116,225 m<sup>2</sup>、達成率は 98%です。

続いて 16 ページの表は、再設定です。

甲運・二川・山城・大鎌田・中道北・中道南・上九一色地区からの申し出があり、合計面積は 54,262 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 248,172 m<sup>2</sup>、達成率は 63%です。

17 ページ 1 番から 20 ページ 10 番は新規設定です。

21 ページ 11 番から 35 ページ 50 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転と新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。また、19 ページ 6 番と 7 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

まず所有権移転の案件を説明します。14 ページ 1 番をご覧ください。

譲り受け人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 300 日間、農業に従事しており、甲府市内で〇〇m<sup>2</sup>を耕作しています。〇〇のため、所有権移転をすることになりました。利用目的は〇〇です。

譲り受け人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。

1 件目を説明します。17 ページ 1 番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。平成〇〇年から〇〇を経験し、今回〇〇することになりました。当該農地では〇〇する予定です。年間 300 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

2 件目を説明します。17 ページ 2 番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。令和〇〇年から〇〇を学びました。当該農地では〇〇する予定です。年間 300 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 36 ページから 37 ページをご覧ください。

今月は 5 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

#### ○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転の案件及び新規就農者の案件について、原則、地元の委員さんに説明をいただくこととしております。それでは、所有権移転の 1 番の案件について、玉諸地区落合委員から補足説明をお願いします。

○玉諸地区（落合委員）

この案件について、譲り受け人の手持ちの畑の出口にあたる畑ですので、申請人もぜひ譲りたいということで、譲り受け人も畑の入口が便利になるということでまとまったようでございます。なんら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の1番と2番の案件について、里垣地区宮川委員から補足説明をお願いします。

○里垣地区（宮川委員）

1番の案件ですが、〇〇さんは里垣地区でも〇〇しておりまして、それをお買いする〇〇さんも新規就農者ではございますが、〇〇は農場もあり、技術もあり、軽トラック他農機具もお持ちであります。〇〇にお見えていただいて十分に技術は習得しており、資格は充分にあると思います。

続きまして2番の案件ですが、〇〇さんは本年〇〇月に〇〇さんを〇〇して、その後は〇〇さんが農地を管理して参りましたが、今後は〇〇さんをお願いしたいということになりまして、〇〇さんも軽トラックや農機具をお持ちであり、また〇〇で作業し、充分技術も習得しておりますので、新規就農者ではあります、十分に推薦いたします。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件のうち利用権設定の6番、7番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきましたので、議案4号のうち利用権設定の6番、7番を除いた案件について決定して参ります。

報告第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、關野委員のご退席をお願いします。

**【 關野委員 退席 】**

つづきまして、議案第4号のうち、利用権設定の6番、7番の案件について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

19 ページ6番、7番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 特に無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件のうち利用権設定の6番、7番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、關野委員はご着席をお願いします。

つぎに議案第5号 令和6年1月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認についてと、関連がありますので、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)の作成については一括して審議いたします。それでは議案第5号及び議案第6号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書38ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、一度、農地を農地中間管理機構が借り受け、その農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本

化されました。農用地利用集積計画については 2 年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています。

議案第 5 号で貸し手から農地中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 6 号で農地中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 38 ページをご覧ください。中道北地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、面積は〇〇㎡です。

議案書 39 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 40 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件ですので、説明させていただきます。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。令和〇〇年〇〇月から〇〇で研修し、〇〇を学んでいます。当該農地では〇〇する予定です。年間 300 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

#### ○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

新規就農者の案件等につきましては、原則、地元の委員さんに説明をいただくこととしております。

それでは、利用権移転の 1 番の案件及び賃借権又は使用賃借権移転の 1 番の案件について、白井地区土屋委員から補足説明をお願いします。

#### ○白井地区（土屋委員）

白井町の案件でございまして、貸し手は〇〇しています。白井地区はぶどう園が多く、私が〇〇の地権者に話をしたところ、借り手が〇〇出身なので貸しても良いが、〇〇を目安に貸しますよということになりました。方法としては、農地中間管理機構に貸し手が農地を預けて、そこから新規就農者に貸したほうが良いということで同意が成立しました。

新規就農者の方は〇〇をしていましたが、地元の農家で技術を習得したり、〇〇を作って生計をたてていまして、私も〇〇しております。以上です、よろしく申し上げます。

#### ○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

○山城地区（關野委員）

この方は〇〇に住んでいますが、〇〇に戻るのでしょうか。

○白井地区（土屋委員）

〇〇には〇〇が住んでいるので、いずれは〇〇ということですか。

○山城地区（關野委員）

分かりました。

○議長（柿嶋会長）

他にはいかがでしょうか。

《 特に無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第5号及び議案第6号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、議案第5号と議案第6号については決定してまいります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○甲運地区（小松委員）

農業センターについてですが、農機具を貸し出したり、新規就農者の窓口になっていますが、今県で推進している新しいぶどうの作り方など、ぶどうの栽培の拠点としての役割は期待できるのでしょうか。

○議長（柿嶋会長）

確かに農機具や新規就農者への対応以外にも、ぶどうの新品種の栽培技術とか研修、相談機能が農業センターにあれば、新規就農者はもとより、我々にとってもありがたい存在です。

○事務局（山本局長）

今の委員さんの、農業センターをぶどう栽培技術の拠点として、栽培技術の習得できる研修所として活用できるようにして欲しいというご意見については、就農支援課

にお伝えし、来月の総会の時に回答いたします。

○議長（柿嶋会長）

来月の総会で、就農支援課から回答はいただけると思いますが、小松委員から出た意見については、来年の市長への意見書の中にも取り上げていったら良いのではないかと思います。

他にはいかがでしょうか。

《 特に無し 》

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、12月定例総会を終了いたします。

ご苦勞様でした。

午後3時00分 閉会